

●香川県告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 解除に係る保安林の所在場所

観音寺市粟井町字中坂瀬4618の43（次の図に示す部分に限る。）、字奥坂瀬4625の4、4628の15、字坂瀬4648の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び観音寺市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）